

東京農工大学農学府・農学部運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (農学府副府長) 第3条 (略) 2 学府副府長 <u>を2人置き、学府の教育研究評議員をもって充てる。</u> 3 (略)</p>	<p>本則 (農学府副府長) 第3条 (略) 2 学府副府長 <u>は、学府を兼務する国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程第3条第1項第5号に規定する教育研究評議員の中から学府長が指名する。</u> 3 (略)</p>	

附 則(平成29年4月1日農規則第4号)

この規則は、平成29年4月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。